

令和4年度 いじめ防止基本方針

安中市立松井田中学校

I いじめに対する基本的な認識

「いじめ防止対策推進法」、「群馬県いじめ防止基本方針」、「安中市いじめ防止基本方針」を受けて、いじめに対する基本的な認識を以下のとおりとします。

本校では、このいじめに対する基本的な認識を全教職員が共有し、いじめのないお互いに信頼し合える人間関係づくりに努め、全教育活動を通じて推進していきます。

- (1) いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にあるものから、心理的・物理的影响を与えられたことにより、心身の苦痛を感じているものです。いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- (3) いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時としては、犯罪行為です。
- (4) いじめの根絶は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となり取り組むことにより、完結するものです。
- (5) いじめの根絶は、学校、家庭、地域、関係する機関等が協力し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

2 いじめ防止に向けた取組

(1) 学校の取組

「いじめを起こさない学校づくり」を全教職員の共通の理念とします。そのために、以下に掲げる取組を全教職員で実践し、いじめのない学校を目指します。

- ① 生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校をあげていじめ防止に取り組みます。(明るく、楽しく、美しい学校づくりを目指す。)
- ② いじめ防止に視点をあてた学校経営、学年・学級経営等は、生徒が安心して学校生活を送ることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の具現化につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。
- ③ 校長は、年度当初に「いじめ防止基本方針」について、生徒、保護者、地域等に説明するとともに、基本方針等に基づいて諸対策を推し進めます。
- ④ 校長は、国や県、市等のいじめ防止対策を踏まえ、年間を通じた総合的ないじめ防止カリキュラムにより、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。
- ⑤ 「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校をあげていじめ防止に取り組みます。
- ⑥ 「いじめ防止対策委員会」にいじめ対策担当教諭を置き、校長の指示のもと、いじめの防止等の連絡・調整にあたります。
- ⑦ 道徳教育及び人権教育の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じて、いじめの防止に努めます。
- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。
- ⑨ いじめの防止等の校内研修を企画・実施します。
- ⑩ 生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。(学級活動や生徒会活動の充実)

- ⑪ いじめられているにもかかわらず我慢したり、いじめに遭遇しても制止できなかったりする生徒が居ないよう、日々の授業改善及び生徒指導の充実を図り、自分の考えを主張できる生徒を育成します。
- ⑫ 教職員による体罰や言葉による暴力などが無いよう、「規律確保行動チェック」等で確認すると共に、全教職員の人権感覚の一層の向上を図り、生徒一人一人の人権を守ります。
- ⑬ いじめ防止や規範意識醸成等のためにも法を遵守した教育に取り組みます。

(2) 家庭の取組

保護者は、子どもへの教育の第一義的な責任があります。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように努める義務があります。いじめ防止に向けて、家庭でも次のような取組をお願いします。

- ① 規則正しい生活を送らせてください。
- ② 家庭内でも「あいさつ」を積極的に交わして、きちんと「返事」をする習慣を身に付けさせてください。
- ③ 保護者の方は、学校からの便り・通信には必ず目を通し、お子さんからは、学校での出来事を聞く時間を確保してください。
- ④ 学校行事やP.T.A活動に積極的に参加し、生徒の活動の様子を見てください。
- ⑤ 他との比較ではなく、お子さんの良い面や頑張ったことをたくさんほめてください。
- ⑥ お子さんの将来の進路について、たくさん話し合いをしてください。
- ⑦ 叱るときは感情的にならず、お子さんに叱る理由をしっかり伝えてください。
- ⑧ お子さんと同世代の出来事については、子どもの考えを聞くとともに親の考えも伝えるなど、積極的な話合いをもってください。
- ⑨ 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、P.C等は、インターネットにつながる端末であることを理解させ、その利便性と危険性を知らせるとともに、使用については、家庭内のルール（約束事）を決めて守らせてください。
- ⑩ お子さんに関して心配なことがあるときは、一人あるいは家庭内で悩まず、遠慮なく学校に連絡してください。

3 いじめの対処に関する方針

(1) 組織対応の基本的な考え方

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起りうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とします。

- ① いじめ問題はチームで対応することを原則とします。
- ② いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作ります。
- ③ いじめの早期発見等への手立てを組織的に行い、早期対応が図れるようにします。
- ④ 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローします。
- ⑤ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにします。
※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」
→「検証」です。
- ⑥ 時系列に沿って、経過の記録を残します。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めます。

- ② いじめの早期発見のために、定期的な調査を実施します。（月1回の学校生活アンケート）
- ③ いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努めます。
- ④ 生徒たちに関わる全ての情報を教職員間で共有するとともに、保護者とも連携し情報の収集に努めます。

（3）いじめの早期対応

- ① いじめの兆候を発見したときは、問題を見誤ったり軽視したりすることなく、早期に適切な対応を行います。
- ② いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込みます、学年及び学校全体で組織的に対応します。
- ③ いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画を立て、組織的、継続的に見守ります。
- ④ いじめの行為が少なくとも3ヶ月間止んでおり、被害生徒の心身の苦痛がなくなるまで、いじめ解消への対応を続けます。

（4）関係機関・保護者との連携等

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察と連携し対処します。特に、生徒の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を要請します。
- ② 生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無等を確認し、その結果を教育委員会に報告します。
- ③ いじめを確認したときは、いじめをやめさせ、再発を防止するため専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行います。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で、争いが起こらないよう配慮します。
- ⑤ 校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して教育上必要があると認めるときには、適切に懲戒を加える場合があります。

4 重大事態への対処

生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行います。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会の指示により、市が組織する機関（いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題専門委員会）に調査を委ねます。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 取組の評価・検証

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- (1) いじめ防止に向けた取組に関すること。
- (2) いじめの対処に関すること。